求職者支援制度における職業訓練の募集について

1月25日 開 講

～求職者支援訓練（令和９年１月２５日開講分）募集要項～

★受講を希望される方は以下の内容をお読みいただき、ハローワークの職業訓練窓口で相談してください。

募 集 要 項

○申込資格… ハローワークに求職申込みを行っており、キャリアコンサルティングを経て、ハローワークの所長が職業訓練、その他の支援措置を行う必要がある者と認めた方。
※在職中で雇用保険被保険者の方は受講できません。
※短時間就労や短期就労のみを希望される方などは原則として受講できません。

○申込受付期間…**令和8年11月30日（月）から令和8年12月17日（木）まで**
※申込受付期間とは、**訓練実施機関への申込期限**です。ご注意ください。
※訓練コースの選定はハローワークの職員と相談の上で行いますので、
最終日に初めて相談に来られた場合、申込みができない場合があります。

○訓練コース…基礎コース、実践コースの2種類の訓練コースがあります。
詳細は開講コース一覧、各コースのカリキュラムを参照ください。
なお、基礎コースの最初の1か月目は職業能力開発講習（ビジネステクニック、ビジネスヒューマン、就職活動計画、職業生活設計）を受講していただきます。

○受講経費…受講料は無料です。ただし、テキスト代等は各自負担となります。

○申込方法…①原則として住居所を管轄するハローワークの職業訓練相談窓口で相談の上、受講申込書を提出してください。窓口受付は**月～金曜**です。
（申込みには**顔写真**（縦4cm×横3cm）が必要です。後日、受講が決定した際には顔写真がもう1枚必要となります。）
②**申込受付後、受付印を押した受講申込書をお返ししますので、各訓練実施機関にご自身で電話又はコース案内（リーフレット）に指定のある方法で連絡を行い、選考時間や選考方法等をお問合せください。**
訓練実施機関の受付は原則平日のみです。
③受講申込書は希望する訓練実施機関に提出してください。
（一度提出された受講申込書は後日、辞退等される場合であっても返却されません。）

○ハローワーク受付時間
受付時間：平日8：30から17：15まで
（手続きは、**原則として住居所を管轄するハローワーク**で行います。）

就職支援計画書について

○ 訓練受講者一人ひとりに、訓練開始から訓練修了後3か月までの間の求職活動の計画（就職支援計画書）を作成します。

○ 毎月1回ハローワークで職業相談の実施と就職支援計画の取組み状況の確認を行いながら、就職を支援します。

注 意 事 項

I. 他の求職者支援訓練及び公共職業訓練との併願はできません。
II. 職業訓練の受講修了後1年未満の方は、次々ページの例外を除き原則受講できません。
III. 過去1年以内に、退校処分を受けたことがある、又は退校処分を受けるに相当する不正行為等をしたことがある方は、訓練の受講はできません。
iv. 雇用保険を受けておられる方については、一定の要件を満たす場合、訓練延長給付及び技能習得手当等を受給することができます。
v. カリキュラム中でテキスト代の他、保険や補講等に負担金がかかる場合がありますので、詳しくは訓練実施機関にお問い合わせください。
vi. 募集締切り後、応募者が定員の半数に満たないことにより、応募したコースが中止となる場合があります。
vii. 訓練実施校より、応募したコースが中止となる旨の連絡を受けた場合は、期間限定で他のコースに振り替えることができる可能性がありますので、早急に受講申し込みをされたハローワークへご連絡ください。

職業訓練受講給付金等について

○ 雇用保険を受給できない方について、一定の要件を満たせば、訓練受講を容易にするための、職業訓練受講給付金の支給や、求職者支援資金融資を受けられることがあります。詳しくは職業訓練の窓口でご相談ください。

★ご注意ください★

求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う方のための制度です。このため、訓練実施日全てに出席しなければ給付金は支給されません。ただし、病気などの証明できるやむを得ない理由の欠席は、訓練実施日の2割まで認められます。

※育児・介護を行う方や、求職者支援訓練の基礎コースを受講する方については、欠席理由を証明できない場合であっても訓練実施日の2割まで欠席が認められます。（この場合は、欠席した日数の1か月に占める割合により減額して支給されます。）

また、指定来所日に来所がない場合は、以後職業訓練受講給付金は支給されません。これを繰り返すと、ハローワークから支援指示が取り消され訓練受講の継続ができなくなるほか、訓練期間の初日にさかのぼって給付金の返還命令等が行われることがあります。

求職者支援訓練の応募の流れ

ハローワークへ求職申込み

ハローワークでのキャリアコンサルティング

ハローワークで受講が必要と判断され、適切な訓練コースが選定された方には、「受講申込書」をお渡しします。
職業訓練受講給付金の支給を希望される方は併せてご相談ください。

受講申込み

「受講申込書」に必要事項を記入し、ハローワークに提出します。
ハローワークで内容を確認し、受付印を押した「受講申込書」をお返ししますので、ご自身で、訓練実施機関に連絡を行った上で、「受講申込書」の提出方法（**持参の必要がある場合があります。**）、選考日、選考方法等を確認してください。

※訓練コースの選定はハローワークの職員と相談の上、行いますので、**最終日に初めて相談に来られた場合、申込みができない場合があります。**

※ 他の求職者支援訓練及び公共職業訓練との併願はできません。
※ 訓練実施校より、応募したコースが中止となる旨の連絡を受けた場合は、期間限定で他のコースに振り替えることができる可能性がありますので、早急に受講申し込みをされたハローワークへご連絡ください。

選考等

訓練受講決定

訓練実施機関から受講申込者に直接「選考結果通知書」が送付されます。
受講が決定した方は、ハローワークで指定された日に「選考結果通知書」をお持ちください。

※選考結果通知後に入校辞退者が出た場合、不合格者の中から繰上合格者を選ぶ場合があります。
なお、繰上合格の連絡は入校日の4開庁日前までに行われます。

「就職支援計画書」の交付

ハローワークで「就職支援計画書」の交付を受けます。
（「就職支援計画書」の写しもお渡しします。）
※雇用保険受給中の方で受講指示を受けて入校される場合は、雇用保険給付窓口に別途書類を提出いただきます。

入　校

訓練実施機関に「就職支援計画書」の写しをお渡しください。
※雇用保険受給中の方で受講指示を受けて入校される場合は、別途雇用保険給付窓口でお渡しする書類も、訓練実施機関にお渡しください。

訓練受講中及び
訓練修了後3か月間

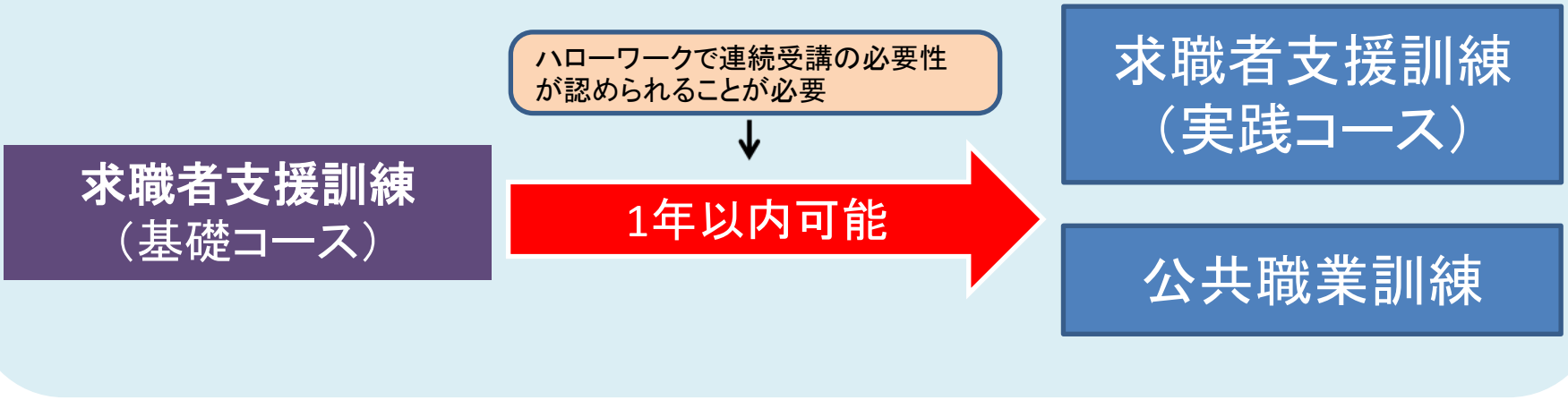
毎月１回ハローワークにて職業相談の実施及び就職支援計画の取組み状況の確認。

連続受講について

・職業訓練を受講したら、修了後１年を経過するまで、再び職業訓練の受講はできません。

例外

求職者支援訓練(基礎コース)から
求職者支援訓練（実践コース）及び公共職業訓練については受講可能です。



※過去２年以内に公共職業訓練又は求職者支援訓練の実践コースを修了した者については、基礎コースの受講はできません。